

一般社団法人全国高等専門学校連合会定款施行規則

制定 平成24年4月1日
一部改正 平成27年6月29日
一部改正 平成30年3月23日
一部改正 平成30年6月29日
一部改正 令和5年4月1日

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人全国高等専門学校連合会定款の実施については、別に定める場合を除き、この定款施行規則の定めるところによる。

第2章 役員

(理事の選任)

第2条 理事は、次の各号に掲げるところにより選任するものとする。

- 一 会長及び副会長となる理事は、独立行政法人国立高等専門学校機構から推薦された者、全国公立高等専門学校協会長及び日本私立高等専門学校協会長とする。
- 二 理事1名は、全国高等専門学校体育大会の主管校校長とする。
- 三 理事1名は、全国高等専門学校体育大会の競技運営専門委員会の委員長とする。
- 四 理事1名は、高専ロボコン競技委員長とする。
- 五 理事3名は、プログラミングコンテスト主管校校長、デザインコンペティション主管校校長、英語プレゼンテーションコンテスト主管校校長とする。
- 六 別表に掲げる地区を代表する理事8名は、当該地区校長の互選により選出された者とする。

(監事の選任)

第3条 監事は、国立高等専門学校長の中から選出する。

第3章 会議

(会議の合同開催)

第4条 審議事項が定型的、経常的事項のみで、かつ、理事会が認めた場合は、理事会及び総会の会議を合同で開催することができるものとする。

第4章 事業

(事業実施組織)

第5条 定款第4条に掲げる事業を実施するため、連合会に以下の組織を置き、別に定める各々の実施規則に基づき実施する。

- 一 全国高等専門学校体育大会実行委員会
- 二 全国高等専門学校プログラミングコンテスト実行委員会
- 三 全国高等専門学校デザインコンペティション実行委員会
- 四 全国高等専門学校プレゼンテーションコンテスト実行委員会

2 全国高等専門学校ロボットコンテストについては連合会、N H K 及び N H K エンタープライズで構成する全国高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会を置き、実施する。

第 5 章 会計

(分担金の徴収及び寄付金品の受領)

第 6 条 定款第 4 条に掲げる事業の実施に必要な経費として、正会員より、分担金及び参加料を徴収することができる。

2 分担金及び参加料の額は、総会の決議によりこれを定める。

3 寄付金品は、理事会の承認を得なければ、これを受領することができない。

第 6 章 補則

(施行規則の改正)

第 7 条 この定款施行規則の改正は、理事会及び総会において、おのおのの 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日制定）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 29 日一部改正）

この規則は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日一部改正）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

地区名	所 在 校	校長理事校
北海道	函館、苫小牧、釧路、旭川	1
東 北	八戸、一関、仙台（名取、広瀬）、秋田、鶴岡、福島	1
関東信越	茨城、小山、群馬、木更津、東京、長岡、長野、都立産業技術（品川、荒川）、サレジオ	1
東海北陸	富山（本郷、射水）、石川、福井、岐阜、沼津、豊田、鈴鹿、鳥羽商船、国際	1
近 畿	舞鶴、明石、奈良、和歌山、大阪公立大学 神戸市立、近畿大学	1
中 国	米子、松江、津山、広島商船、呉、徳山、宇部、大島商船	1
四 国	阿南、香川（高松、詫間）、新居浜、高知、弓削商船、神山まるごと	1
九州沖縄	久留米、有明、北九州、佐世保、熊本（熊本、八代）、大分、都城、鹿児島、沖縄	1

* () 内はキャンパス名